

パートタイム労働 豆 事 典

目 次

- I パートタイム労働の現状…………… 1 P
- II パートタイム労働者の労働条件…………… 7 P
- III パートタイム労働者と関連諸制度……………10 P

労 働 省

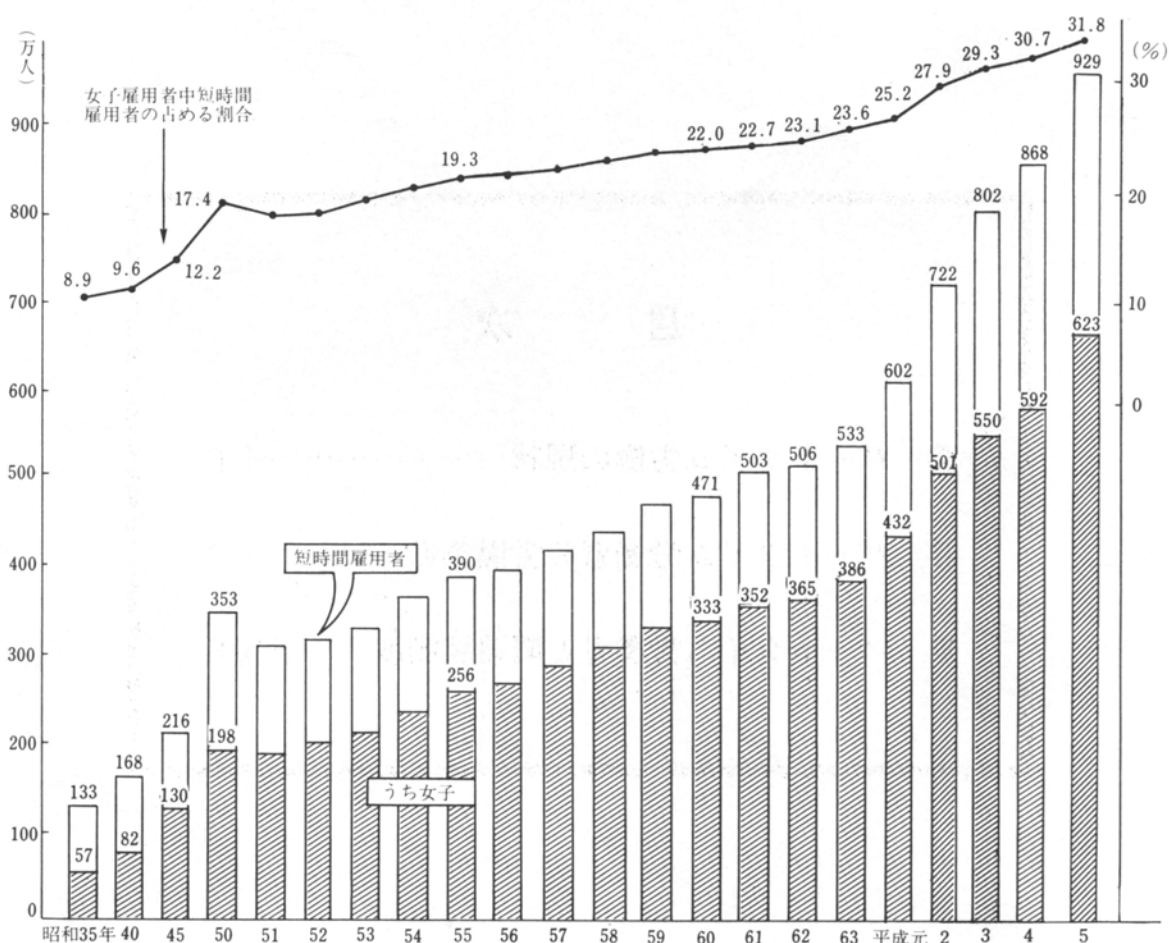
I パートタイム労働の現状

1 増加を続けるパートタイム労働者

パートタイム労働者は、近年大幅に増加し、週間就業時間が35時間未満の短時間雇用者は平成5年で929万人で、雇用者総数（5,099万人）に占める短時間雇用者の割合は18.2%に達しています。

このうち女子の短時間雇用者は623万人で、短時間雇用者の7割近くを女子が占めており、また、女子雇用者総数（1,962万人）に占める短時間雇用者の割合は約3割で、女子雇用者の3～4人に1人はパートタイム労働者として働いています。

（短時間雇用者数の推移—非農林業—）



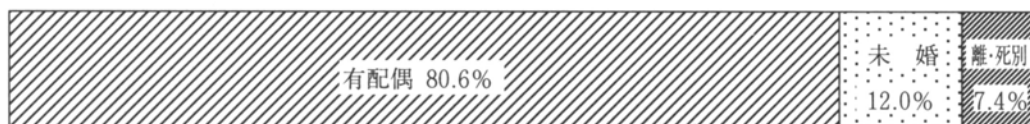
資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

(注) 雇用者は休業者を除く。

2 パートタイム労働者の中心は主婦層

パートタイム労働者の多くは女性ですが、このうち、特に中高年層を中心とする有配偶者が約8割を占めています。これらの女性の多くは家庭と仕事を両立させるため、パートタイム労働を選んでいきます。

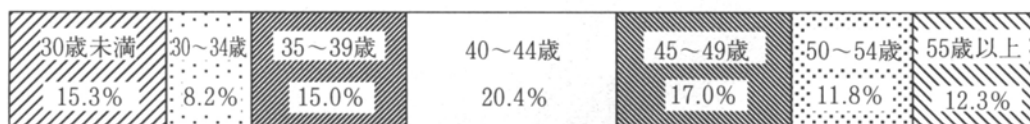
(女子パートタイム労働者の配偶関係別割合)



資料出所 労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成2年)

(注) 一般の正社員より所定労働時間が短い非正社員が対象

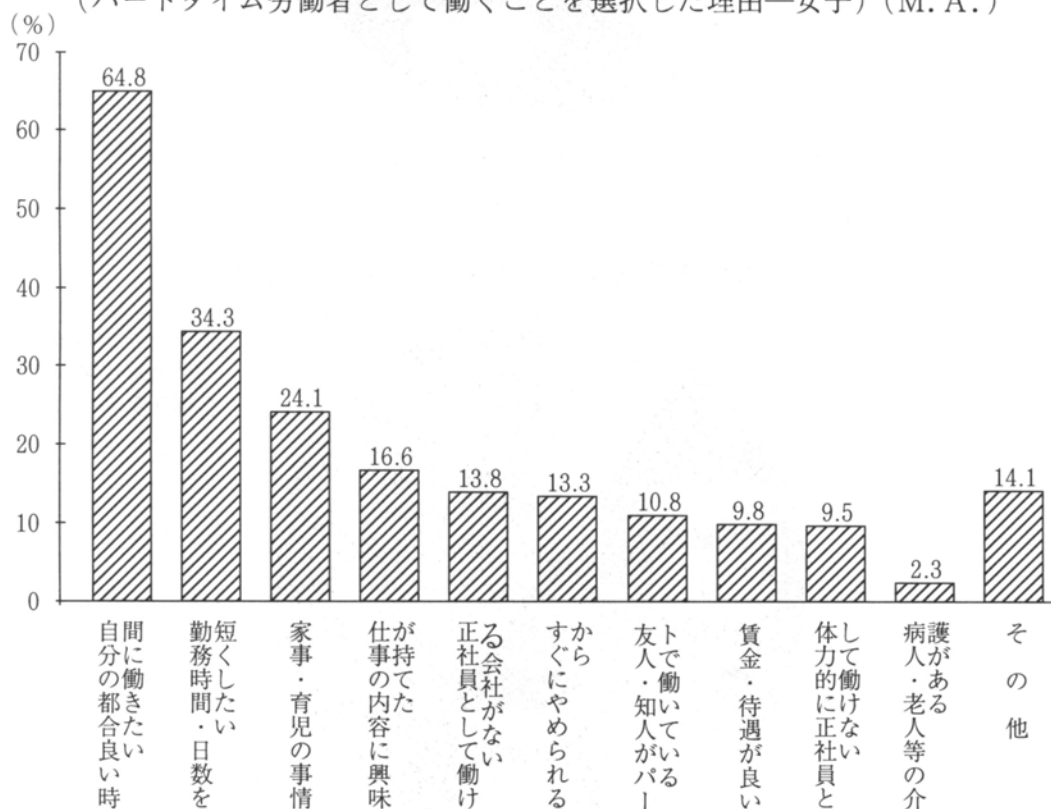
(女子パートタイム労働者の年齢階級別割合)



資料出所 労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成2年)

(注) 一般の正社員より所定労働時間が短い非正社員が対象

(パートタイム労働者として働くことを選択した理由—女子)(M. A.)



資料出所 労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成2年)

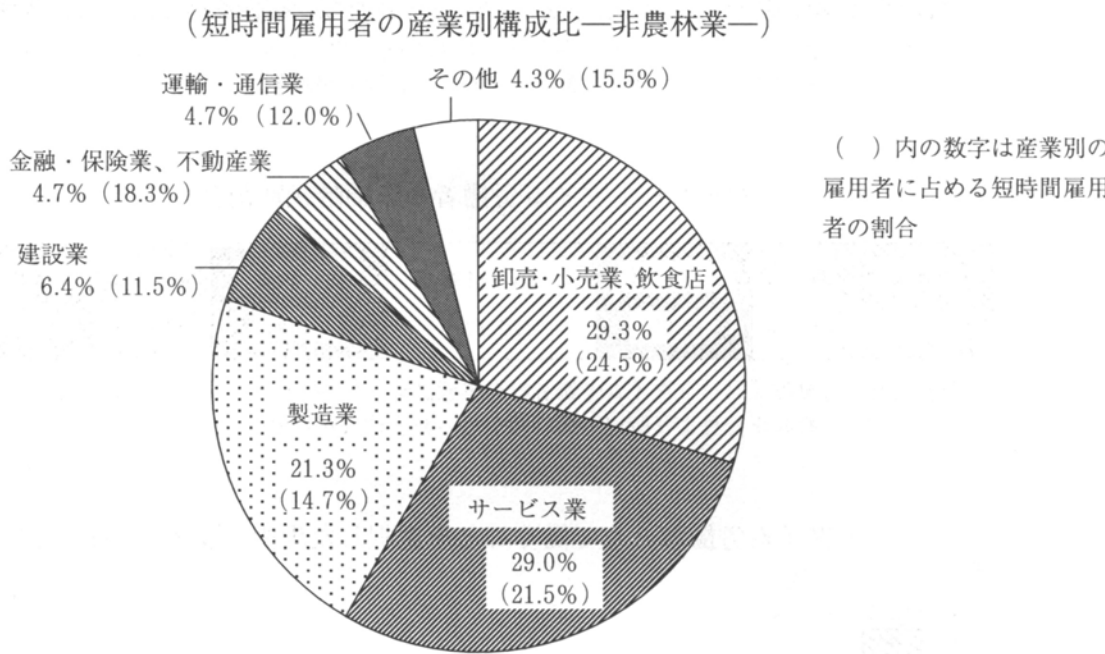
(注) 一般の正社員より所定労働時間が短い非正社員が対象

3 パートタイム労働者の多い産業、企業規模、職業

① 産業、企業規模別

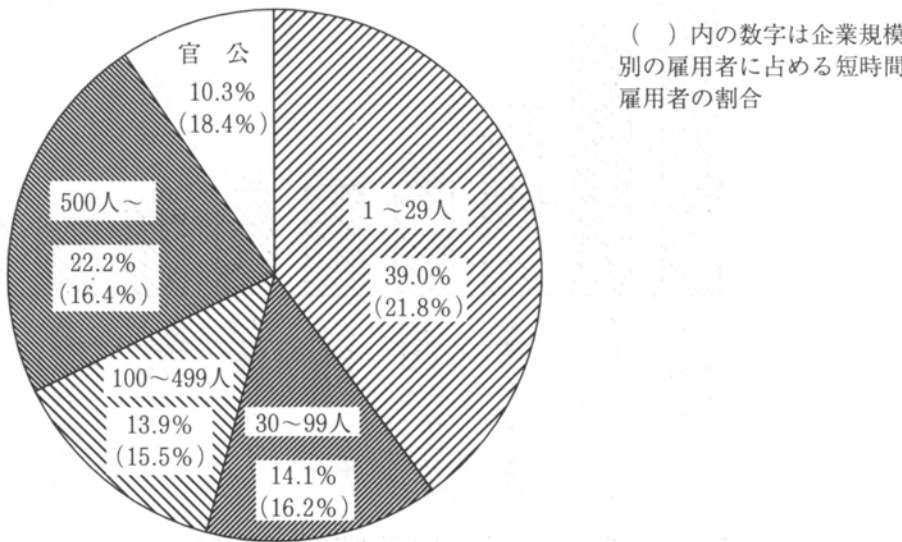
パートタイム労働者の就業分野を産業別にみると、「卸売・小売業、飲食店」（272万人）、「サービス業」（269万人）、「製造業」（198万人）の3業種に全体の8割近くが集中しています。

企業規模別にみると、パートタイム労働者の4割が「1～29人規模」の事業所で働いています。



資料出所 総務庁統計局「労働力調査」（平成5年）

（短時間雇用者の企業規模別構成比—非農林業—）

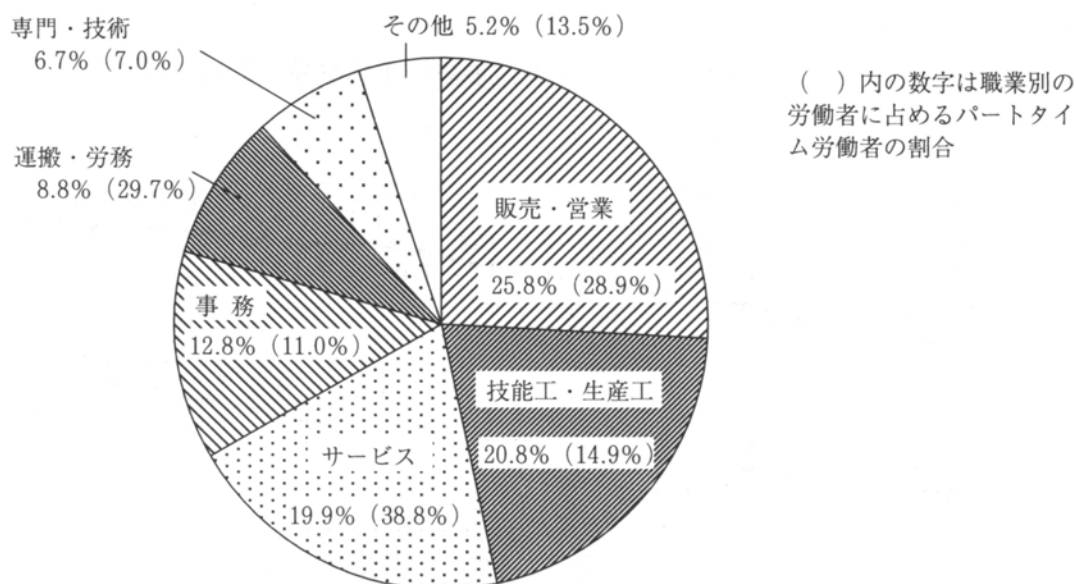


資料出所 総務庁統計局「労働力調査」（平成5年）

② 職業別

パートタイム労働者の就業分野を職業別にみると、販売・営業、技能工・生産工、サービス、事務の順に多くなっています。また、近年、専門的・技術的分野への就業も拡大傾向にあります。

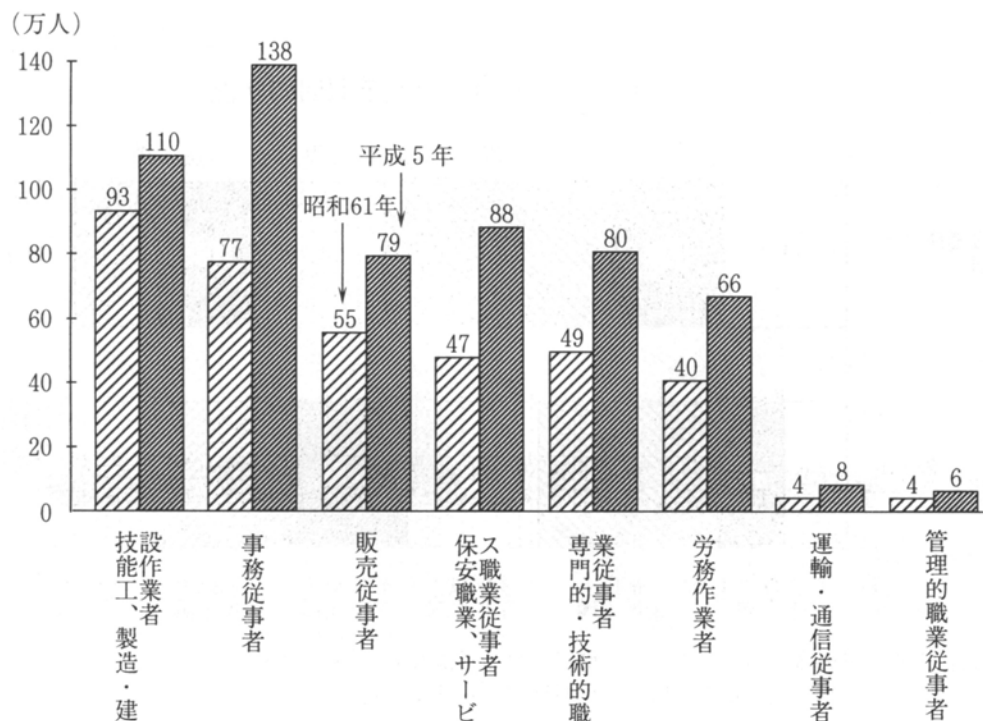
(パートタイム労働者の職業別構成比)



資料出所 労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成2年)

(注) 一般の正社員より所定労働時間が短い非正社員が対象

(職業別短時間就業者数の推移)



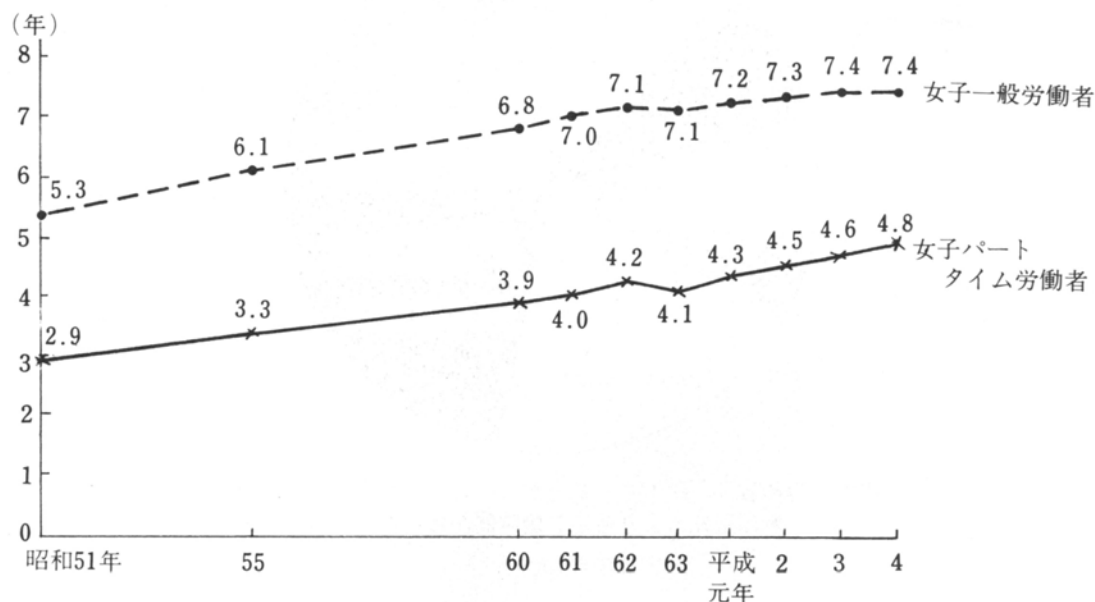
資料出所 総務庁統計局「労働力調査特別調査」(各年2月)

(注) 「技能工、製造・建設作業員」の昭和61年の数値は、「技能工、生産工程作業員」のものである。

4 伸びる女子パートタイム労働者の勤続年数

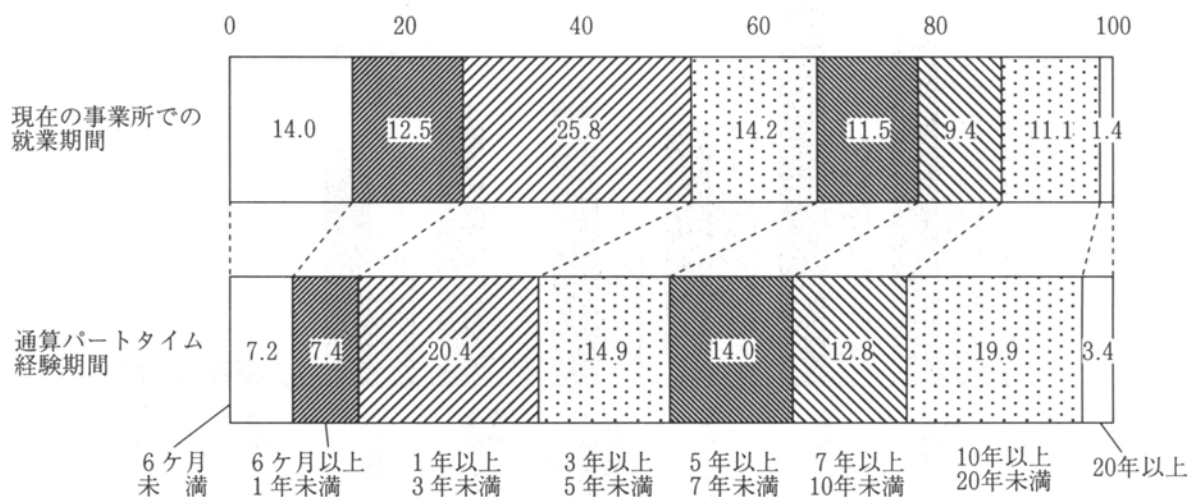
女子パートタイム労働者の平均勤続年数は昭和51年では2.9年でしたが、平成4年には4.8年となり大きく伸びています。また、平成2年の調査では、現在の事業所に10年以上勤続している者が12.5%おり、パートタイム労働者としての経験を通算すると4人に1人が10年以上働いていることになります。

(女子パートタイム労働者の平均勤続年数の推移)



資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」

(女子パートタイム労働者の就業期間の状況)



資料出所 労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成2年)

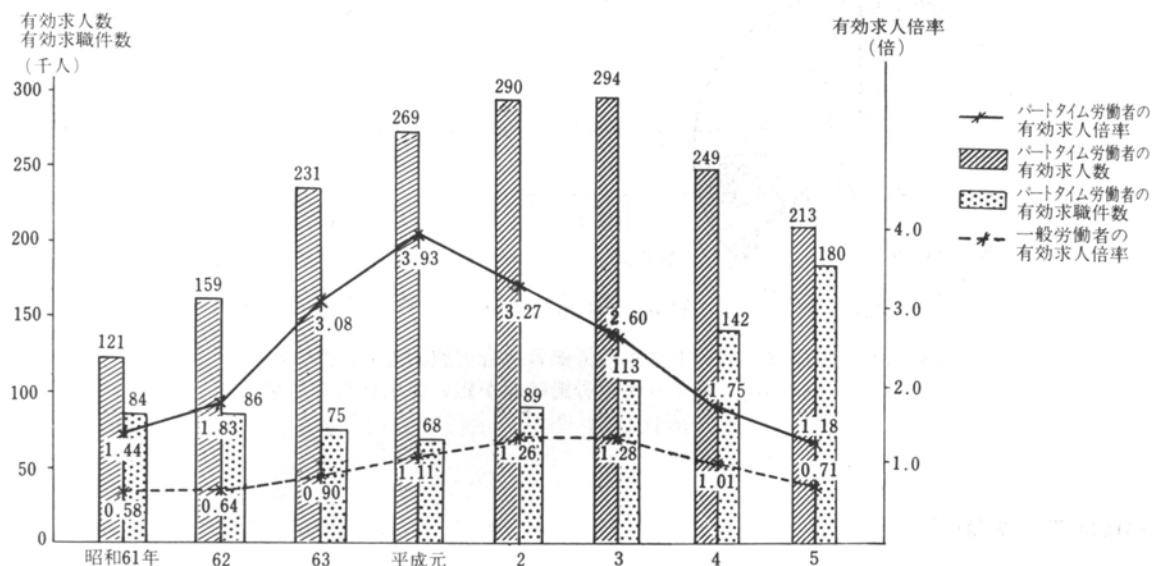
(注) 一般の正社員より所定労働時間が短い非正社員が対象

5 労働市場はわずかに求人超過

パートタイム労働者に対する求人は、景気低迷の影響を受けて、平成5年には減少しましたが、それでもわずかに求人超過の状況となっており、平成5年には求職者1人に対し、求人1.18人となっています。

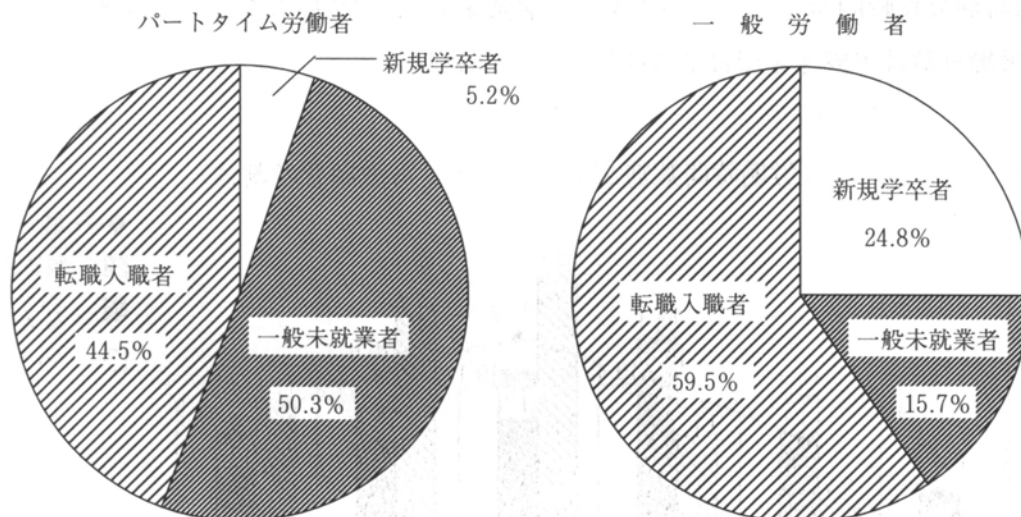
また、従前の職歴別に入職状況を見ると、平成4年の調査では、パートタイム労働者に入職した者は、過去1年間に就業していなかった者（新規学卒者を除く）と転職入職者がそれぞれ半数近くを占め、新規学卒者はごくわずかであるのに対し、一般労働者は転職入職者が6割と多く、新規学卒者も約4分の1を占めています。

（パートタイム労働者の有効求人倍率等の推移）



資料出所 労働省「職業安定業務統計」

（職種別入職者の状況）



資料出所 労働省「雇用動向調査」（平成4年）

（注）一般未就業者とは、入職前1年間に就業経験のない者で新規学卒者を除いた者。
転職入職者とは、入職前1年以内に就業経験のある者。

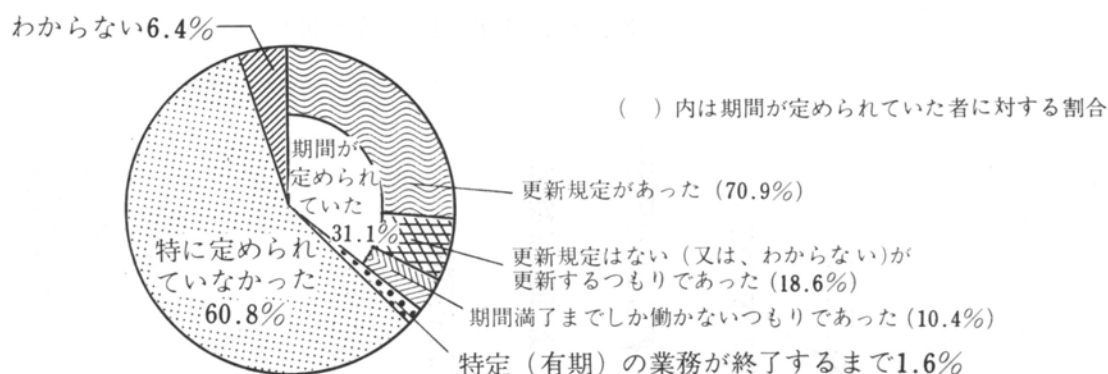
Ⅱ パートタイム労働者の労働条件

1 雇用契約の期間

パートタイム労働者の約3分の1は、雇用契約期間が定められています。

また、パートタイム労働者の平均雇用契約期間は7.4か月です。

(パートタイム労働者の雇用契約期間の定め状況)



資料出所 労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成2年)

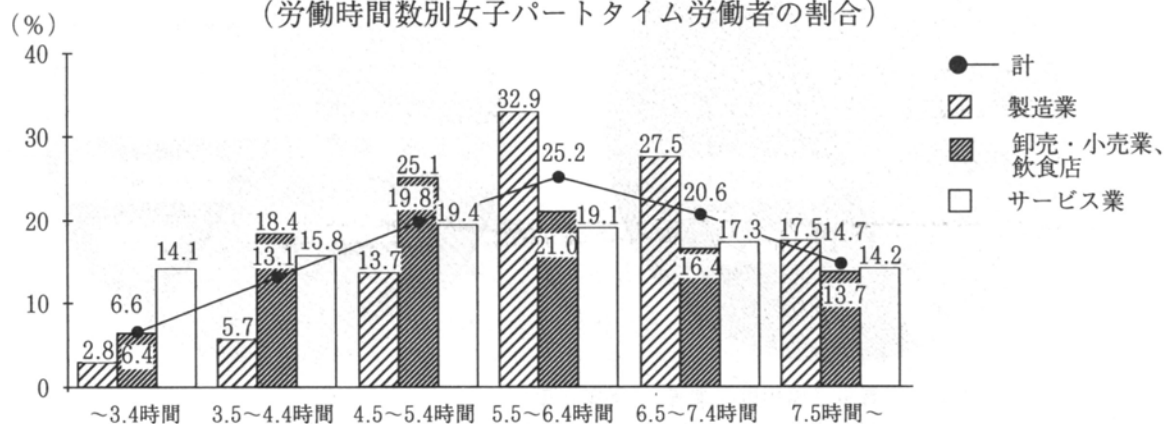
(注) 一般の正社員より所定労働時間が短い非正社員が対象

2 労働時間・労働日

女子パートタイム労働者の多くは、仕事と家庭責任等とを両立させるため、短時間勤務を希望しています。

女子パートタイム労働者の1日の平均所定内実労働時間は5.8時間で、産業別にはサービス業が5.4時間で比較的短くなっていますが、製造業では6.2時間となっています。また、月間の平均実労働日数は平成4年では20.9日となっています。

(労働時間数別女子パートタイム労働者の割合)



資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(平成4年)

3 年次有給休暇

1年以上継続勤務し、所定労働日の8割以上働いたパートタイム労働者のうち年次有給休暇のある者の割合は約5割で、年次有給休暇のある者に対する平均付与日数は10.8日、平均取得日数は4.8日となっています。

(パートタイム労働者の年次有給休暇の状況)

区 分	割 合 ・ 日 数
年次有給休暇がある	51.9 (%)
平均付与日数	10.8 (日)
平均取得日数	4.8 (日)

資料出所 労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成2年)

(注) 1 所定労働日の8割以上働いた者についての状況

2 一般の正社員より所定労働時間が短い非正社員が対象

4 所定外労働

女子パートタイム労働者のうち所定外労働があった(平成2年9月中)者の割合は、20.8%で、所定外労働のあった者の1か月当たりの平均所定外労働時間は8.0時間となっています。

(女子パートタイム労働者の所定外労働の状況)

所定外労働がなかった 所定外労働があった

79.2%	20.8%
-------	-------

資料出所 労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成2年)

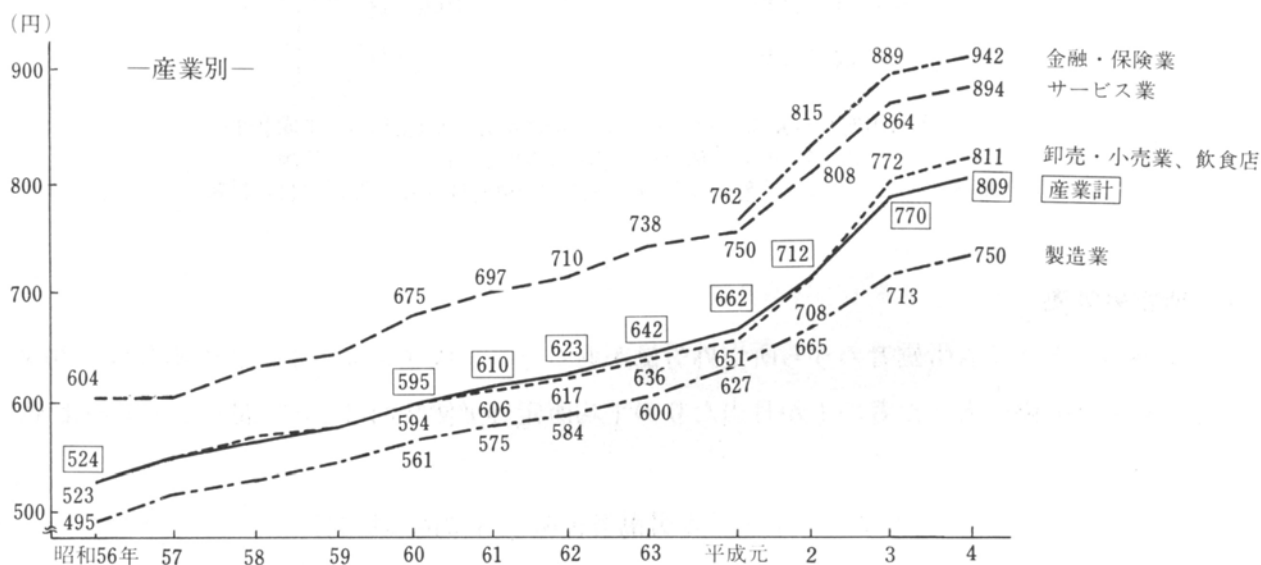
(注) 一般の正社員より所定労働時間が短い非正社員が対象

5 賃 金

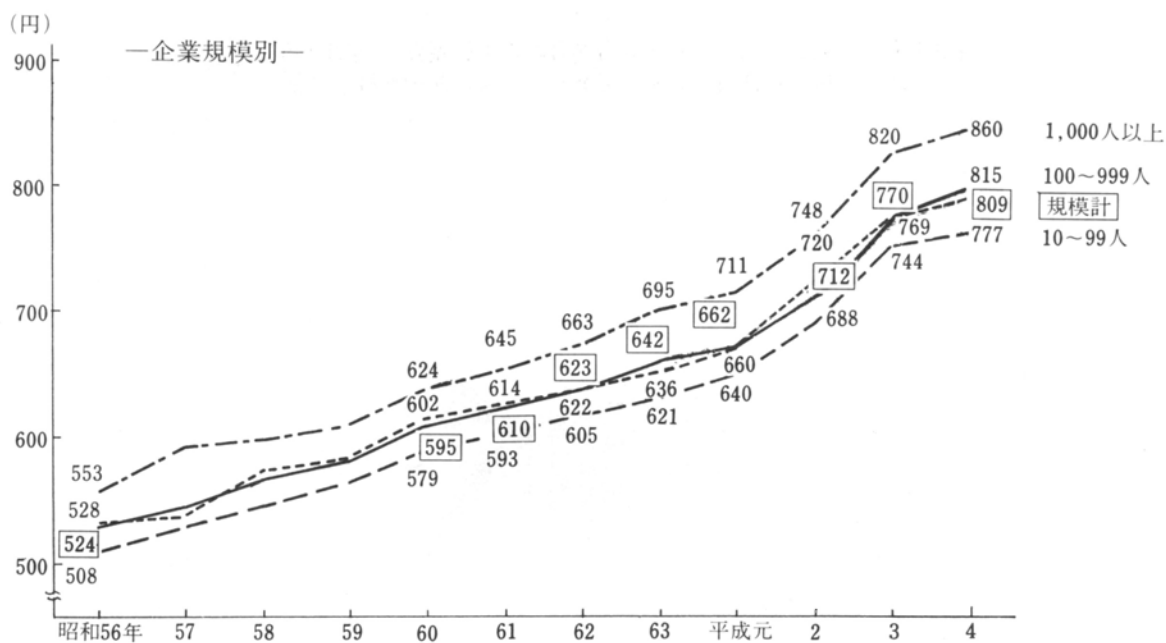
女子パートタイム労働者の1時間当たり所定内給与額は、平成4年で809円であり、前年に比べ5.1%上昇しました。産業別にみると金融・保険業とサービス業が他の産業より高く、それぞれ942円、894円となっており、地域別にみると、南関東897円、京阪神841円が平均を上回っています。

また、平成2年夏季には、女子パートタイム労働者のうち約6割の者が賞与を支給されており、平均支給額は6万9,000円となっています。

(女子パートタイム労働者の平均1時間当たり所定内給与額の推移)



資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」



資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」

Ⅲ パートタイム労働者と関連諸制度

1 雇用保険

- ◆ 雇用保険の被保険者となるパートタイム労働者は、次の要件を満たす労働者です。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
 - ② 1年以上引き続き雇用されることが見込まれること。
 - ③ 年収が90万円以上あると見込まれること。

- ◆ パートタイム労働者については、週所定労働時間、年齢等により次のような被保険者区分となります。

年 齢 週所定労働時間	65 歳 未 満	65歳以上 (注)
30時間以上	一般被保険者	高年齢継続被保険者
30時間未満	短時間被保険者	高年齢短時間被保険者

(注) 65歳前から引き続き同一の事業主に雇用されている方に限ります。65歳以降新たに雇用された方は、被保険者となりません。

- ◆ 雇用保険の失業給付の支給を受けるためには、離職の日以前の一定の期間に、被保険者区分に応じ、次の「被保険者期間」が必要です。

- (1) 「一般被保険者」及び「高年齢継続被保険者」に該当する場合…

離職の日以前1年間に賃金支払基礎日数14日以上の方が6か月以上あること。

- (2) 「短時間被保険者」及び「高年齢短時間被保険者」に該当する場合…

離職の日以前2年間に賃金支払基礎日数11日以上の方が12か月以上あること。

2 労働者災害補償保険

労災保険は、パートタイム労働者についても適用になります。

業務災害に係る保険給付の種類としては、①療養補償給付、②休業補償給付、③障害補償給付、④遺族補償給付、⑤葬祭料、⑥傷病補償年金があり、また、通勤災害についても同様の給付があります。

3 社会保険

雇用者である配偶者を有するパートタイム労働者に関する社会保険の適用については、原則として次のようになります。

資格要件	所定労働時間 年 収	1日又は1週間の所定労働時間及び1月の所定労働日数が通常の就労者のおおむね4分の3以上である者（注1）	1日又は1週間の所定労働時間若しくは1月の所定労働日数が通常の就労者のおおむね4分の3未満である者	
			原則として年収が130万円（180万円注2）未満	原則として年収が130万円（180万円注2）以上
適用	医療保険	健康保険等被用者保険の被保険者	健康保険等被用者保険の被扶養者	国民健康保険の被保険者
	年金	厚生年金保険等被用者年金保険の被保険者（国民年金の第2号被保険者）	厚生年金保険等被用者年金保険の被保険者の被扶養配偶者（国民年金の第3号被保険者）	厚生年金保険等被用者年金保険の被保険者及びその被扶養配偶者でない者（国民年金の第1号被保険者）

- (注) 1 上記の所定労働時間については、保険者が労働状況等を総合的に勘案して、常用的使用関係にある被保険者に該当するかどうかを判断します。
- 2 認定対象者が60歳以上の者である場合（医療保険のみ）、又は、おおむね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合。

4 年次有給休暇

労働基準法の定めるところにより、雇入れの日から6カ月間継続勤務したパートタイム労働者については、その6カ月間の全労働日の8割以上出勤した場合に、また、1年6カ月以上継続勤務したパートタイム労働者については、6カ月を超えた日から1年ごとに、その1年間の全労働日の8割以上勤務した場合に、それぞれの週所定労働時間に応じ次のとおり所定の日数の年次有給休暇を与えることとされています。

(1) 週所定労働時間が35時間以上のとき

通常の労働者と同じ日数を与えることとなっています。

(2) 週所定労働時間が35時間未満のとき

イ 所定労働日数が週5日以上又は年間217日以上の場合は通常の労働者と同じ日数を与えることとなっています。

ロ 所定労働日数が週4日以下又は年間216日以下の場合は、週又は年間の所定労働日数に応じて比例付与することとなっています。

具体的な付与日数は下の表のとおりです。

週の所定 労働日数	1 年 間 の 所 定 労 働 日 数	継 続 勤 続 年 数											
		0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5	7.5	8.5	9.5	10.5 以上	
5 日以上	217日以上	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
4 日	169日から216日まで	7	7	8	9	9	10	11	11	12	13	14	
3 日	121日から168日まで	5	5	6	6	7	7	8	8	9	10	10	
2 日	73日から120日まで	3	3	4	4	4	5	5	5	6	6	7	
1 日	48日から 72日まで	1	1	2	2	2	2	2	2	3	3	3	

(注) 平成5年9月30日以前に雇入れられた労働者についての勤続年数の区分は、1年、2年……です。

5 中小企業退職金共済制度

中小企業退職金共済制度では、通常、掛金月額4,000円～26,000円のところ、パートタイム労働者については、2,000円と3,000円の特例が設けられており、パートタイム労働者が加入しやすくなっています。

(注) 掛金月額の最低額の特例が認められるのは、1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短く、かつ、33時間未満である方です。

6 税 制

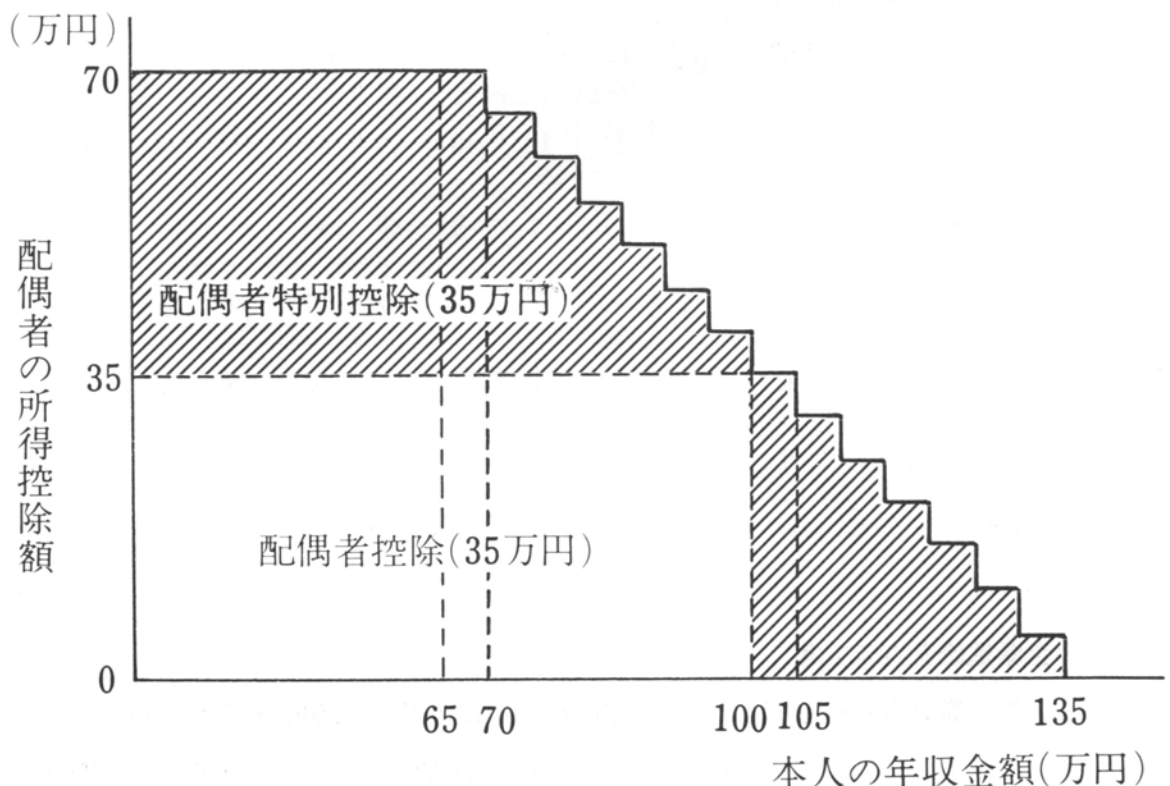
◆ パートタイム労働者本人への課税

パートタイム労働者は、年収が100万円を超えると超えた額に対して給与所得者として所得税が課税されます（住民税については、年収が99万円を超えると超えた額に対して課税されます。）。

◆ パートタイム労働者の配偶者の所得からの控除

パートタイム労働者の配偶者は、年間の合計所得が1,000万円（給与収入で約1,220万円）を超えない場合にその所得について配偶者控除の他配偶者特別控除が受けられます。パートタイム労働者本人の年収が100万円までであれば、35万円の配偶者控除（定額）を受けることができます。また、パートタイム労働者本人の年収が135万円未満であれば、最高35万円の配偶者特別控除（本人の所得によって調整される）を受けることができます。なお、配偶者特別控除によって、税制上の「手取りの逆転現象」（パートタイム労働者本人の収入が一定額を超えると、かえって世帯全体の手取りが減少する現象）は、解消されています。

（パートタイム労働者の年収と配偶者特別控除）



パートタイム労働に関する相談や問い合わせは

パートタイム労働に関係する行政機関は次のとおりです。

- 1 パートタイム労働法全般に関する相談、啓発活動

都道府県婦人少年室

- 2 パートタイム労働者の求人、求職を行う場合・パートタイム労働者の雇用管理について相談を行う場合

パートバンク、パートサテライト
ハローワーク（公共職業安定所）

パートタイム就労希望者が初めて仕事に就く場合又は再就職する場合には
〈パートタイマー職業教室〉も開催しています。

- 3 賃金、労働時間など労働条件について相談したいとき

労働基準監督署

- 4 パートタイム就労を希望する女子が再就職に関する相談及び情報提供を受けたいとき又は再就職に必要な技術を身につけたいとき

都道府県婦人就業援助センター

- 5 パートタイム就労希望者が技術を身につけたい場合

職業能力開発校、職業能力開発促進センター

- 6 労使関係、労働福祉などについて相談したいとき

都道府県労政課、労働福祉課など又はその出先機関

- 7 労災保険について詳しくは

労働基準監督署

- 8 雇用保険について詳しくは

ハローワーク（公共職業安定所）

- 9 中小企業退職金共済制度について詳しくは

都道府県労政課、労働福祉課など又はその出先機関

- 10 健康保険、厚生年金保険について詳しくは

社会保険事務所（又は健康保険組合）

- 11 国民健康保険、国民年金について詳しくは

市町村

- 12 所得税について詳しくは

国税局税務相談室又は税務署

